## 2009(平成21)年度 法学既修者認定試験問題

# 民法

(120分、総点150点)

## 試験開始の指示があるまで開かないこと

## 注意

- 1.問題用紙は、表紙をふくめて4ページで、問題は3問ある。
- 2.解答用紙は3枚配布する。解答は解答用紙に記入し、解答の末尾には、「以上」 と明記すること。また、用紙が不足した場合には、追加の用紙を配布するので 挙手して監督者に知らせること。
- 3.下書き用紙として、白紙を1枚配布する。ただし、下書き用紙の提出は認めないので、必ず解答用紙に清書して提出すること。
- 4.解答用紙への受験番号、氏名記入は、監督者の指示によること。また、「管理番号」欄は、大学側が使用するので受験生は記入しないこと。
- 5.問題の内容に関する質問には、応じない。
- 6.試験時間内の退場はできない。なお、試験中の発病等やむを得ない場合には、 挙手により監督者に知らせ、その指示に従うこと。
- 7.試験終了後は、監督者の指示があるまで、各自の席で待機すること。
- 8.問題用紙及び下書き用紙は、各自で持ち帰ること。

#### 第1問

中古自動車の買い取りを業としている X は、平成 20 年 4 月 10 日、 Y から外国製の高級スポーツカー(中古車)1 台を転売目的で購入し、4 月 20 日に引渡を受け、翌 21 日に売買代金 500 万円全額を銀行振込みによって支払った。ところが、4 月 22 日に X がこのメーカーの日本総代理店に対して盗難情報の有無を照会したところ、この車両は平成 15 年 2 月 15 日にドイツ国内で盗難にあった旨の記録があることがわかった。 X はただちに Y 宛に売買契約の解除及び錯誤にもとづく売買契約の無効を主張する旨の内容証明郵便を発送し、この書面は 4 月 25 日に Y のもとに送達された。

その後の調査により、盗難情報の記録は事実に合致していること、Yは、この車両を中古自動車の輸入業者Aから平成 16 年4月に購入して引渡を受けXに売却するまで引き続き使用していたこと、YがAから購入した時点では自動車登録ファイルに未登録でありその後に登録がなされたこと、AもYも購入時に盗難の事実を知らず、少なくともYについては善意無過失であったものと認められることが確認されている。

Xは売買契約の解除または錯誤無効を理由として、Yに対して、原状回復請求権 又は不当利得返還請求権にもとづく売買代金の返還を請求している。このうちの錯 誤無効の主張の可否について論じなさい。なお、適用法規はすべて日本法とする。

(50点)

### 第2問

A タクシー会社の運転手 B は、顧客 C (35歳・男)を乗せて目的地に向かって走行中に、自分にかかってきた携帯電話をとろうとしたときに運転を誤り、自車を電柱に衝突させ、 C に全治 1 ヶ月の入院治療を要する怪我を負わせた。 C は、1 ヶ月の入院の後さらに 1 ヶ月通院した。 C は、1 級建築士の資格を持ち、建築設計事務所に勤め、前年の年収は 2,000 万円であったが、この事故の際に額を強く打ち、それが原因で退院後半年ほどして視力が落ちてきたため、事故前に比べて仕事の能率が大幅に低下し、そのために年収が 30 パーセント下がった。 C がこの年収の減額分の損害もあわせて請求したために、事故補償は難航し、訴訟になった。

この訴訟の進行中の、上記の事故から2年目に、Cは、ある交差点で、歩行者用信号機が青点滅になっていた横断歩道をわたり始め、横断中に赤信号になってしまった。そこに、信号機が青信号になったため交差点に進入してきたDの運転する自家用車にはねられて、Cは、両腕複雑骨折などの傷害を負った。この複雑骨折の後遺症のため、Cは、1級建築士としての仕事ができなくなり、Dにはねられた事故から3年後に建築設計事務所を解雇された。その半年後、Cは、知人の紹介でコンビニエンスストアに就職したものの、年収は300万円になってしまった。

Cは、誰に対して、どのような法的理由で、どのような項目の損害の賠償を請求 することができるか。逸失利益については、その範囲についても言及すること。

なお、民法以外の特別法および保険給付には言及しなくてよい。 (50点)

### 第3問

A(夫)とY(妻)は婚姻した夫婦であり、ふたりの間には小学校3年生と保育園に通う2人の子供が居て、家族は、共同で食品を販売する個人商店を営みながら生計を立てていた。ところが、Aは、もっと大きな商売をしたいと考えて、食料品を販売する店の経営はすべてYに任せて、個人で不動産業を営むようになった。そして、Aは、X銀行との間で取引を開始し、2年くらい不動産業に専念したがうまく行かず、結局、破産してしまった。破産当時、X銀行は、Aに対して約5000万円の債権を有していた。A名義の資産としては、食料品店とその敷地(評価額は敷地と建物を併せて3000万円)後は、500万円くらいの預貯金があるだけであった。これらの資産は食料品店からの利益で取得したものである。

ところで、Aは、不動産業をしている間に知り合ったB女と情交関係に陥り、同女との間に子供をもうけた。それを知ったYは、不動産業も破産するし、不貞に陥って子供までもうけてしまったAに嫌気がさし、Aとの離婚調停を申し立てた。調停の結果、Aは、Yに謝罪して離婚に合意し、これから身一つで出直す覚悟を示す意味で、食料品店の敷地と建物は離婚に際しての財産分与としてすべてYに与え、さらに、預貯金のうちから300万円を慰謝料としてYに支払う旨申し出た。また、2人の子供の親権者はYとなり、今後、Yが監護養育することとなった。Yとしては、今後の子供達の養育もあるから、Aの申し出を承諾して、AとYは離婚し、財産分与として食料品店の敷地と建物をAからYに分与し、慰謝料としてYに300万円支払う旨の合意をして、その旨、調停調書に記載されて調停は成立した。

ところが、これを知ったX銀行は、Aに対する約 5000 万円の債権に基づき、AからYへの財産分与及び慰謝料は詐害行為であるとしてその取消を求める訴えを提起した。X銀行の請求は認められるか論じなさい。 (50点)